

Q&A

対象地区住民人権意識・生活実態調査の廃止を



堀 譲 議員



対象地区調査について

問 2016年12月、「部落差別の解消に関する法律」が制定された。

「部落差別」に関する法律でありながら、「部落差別」についての定義が無い。そのため、法律の運用にあたって、「いじつけ」や乱用の危険があることから、「差別の解消の阻害に対する対策を講じること、教育・啓発および調査により、新たな差別を生まないこと」の、附帯決議が付けられた。そこで、市が行った調査とはどのようなものか。また、その目的は何か。

答 部落差別の実態を調査し、本市の部落差別解消推進基本計画を策定するためである。

調査の実施状況は?

答 同様対策事業特別措置法に基づく事業を実施した地区を対象地区とし、その地区的18歳以

上の住民に、無記名での回答をお願いした。

問 1969年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、33年間にわたり対策事業が行われてきた。同時に、自由な結婚や社会的交流が進み、部落問題は、関係者の血と汗と涙について、解決の方向に大きく進んでいる。残された問題は、法律や条例でなく、市民間の話し合いで、解決できる時代となっている。そんな中、先ほど述べている。「部落差別解消推進法」が制定された。差別対象地区の固定化につながると、心配の声があるが、市は、この法律をどう認識しているのか。

答 情報化が進むなかで、部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、地方公共団体に、「その地域の実情に応じた施策」を講じることを求めたものであると、認識している。

その他の質問事項

- ・指定避難所の点検について
- ・一般企業の避難場所の提供について
- ・福祉避難所について

Q&A

行財政改革への市民参画を促すため、丁寧な説明を



松下 信一郎 議員

MATSUSHITA SHINICHIRO



市の施策推進にあたり市民に求められる役割について

問 市総合計画における基本計

画の推進にあたり、行政が市民、団体及び事業者に期待している役割を、互いにどの程度理解しているのか。行財政改革に市民参画を促すために、市の財政状況等をわかりやすく説明する必要があるのではないか。

答 各施策・事業を展開するにあたり、市民等が主体となつて積極的な提案等をしていただきたい。市では予算、決算、その他財政

に関する事項を広報やホームページで公表している。今後も市民に分かりやすく説明するよう努める。

問 交付税の減少について
普通交付税の減額は合併当初から承知していたことだが、

特別交付税が減少している現状について、どのような対応を考えているか。



▲合併前の松下市民憲章

答 まちの理想像として、また、快い市民生活のための努力目標

として、時代に即した市民憲章を制定したい。制定時期は、合併記念周年が望ましいと考える。

問 市民のオールたつの意識を向上させるため、「市民憲章」を制定する考えはあるか。

答 特別交付税の減額は、近年の大規模災害の多発により被災地に手厚く措置されたことなどに影響を受けたものだが、本市

にとつて重要な財源であるため、国に対して特別交付税確保の要望活動を行い、県に対しても強く支援をお願いしている。市としても健全財政が維持できるよう更なる行財政改革を進めたい。